

○伊丹市総合交通会議条例

平成27年3月27日条例第8号

伊丹市総合交通会議条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、伊丹市総合交通会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、市長の諮問に応じ、交通体系の整備その他の交通に関する施策に係る総合的な計画の策定及び変更について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 市民
- (4) 関係事業者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 会議に専門の事項を調査審議させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、関係事業者及び関係行政機関の職員の中から市長が委嘱又は任命する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必

要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月27日条例第13号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。